

# 経営所得安定対策だより

平成22年 6月25日  
第8号  
鹿児島農政事務所



皆さん加入申請はお済みでしょうか。ご自身で申請をされる方、JA等に手続をお願いされている方も含めて、今一度、ご確認をお願いします。

今回、現在加入申請期間中につき、前年加入者の皆様あてに発送しましたのでご了承をお願いします。

## <目次>

1. 水田経営所得安定対策の加入手続き等の期限の延長措置に関するお知らせ
2. 22年産の標準的収入額等の告示について
3. 22年産麦・大豆の作付(予定)がある方で、19年産以降に麦・大豆を作付拡大している方へのお知らせ



## 1. 水田経営所得安定対策の加入手続き等の期限の延長措置に関するお知らせ

宮崎県内における「**口蹄疫**」発生に関連し、水田経営所得安定対策の加入申請手続き等の期限の延長を行うこととなりました。

### ○ 対象者

- ・ **鹿児島県、熊本県、大分県及び宮崎県**に住所を有している農業者を対象とします。

### ○ 延長措置の内容

- ・ 水田経営所得安定対策の加入申請期限は、6月30日までを**8月31日(火)まで延長**します。
  - ・ 収入減少影響緩和対策の積立金の積立申出期限は、6月30日までを**8月31日(火)まで延長**します。
- また、積立金の納付期限は、7月31日までを**9月30日(木)まで延長**します。

(納付期限を過ぎて納付された場合は、平成22年産の収入減少補てんの交付を受けることができなくなりますのでご注意ください。)

(注)加入申請手続き等の期限の延長を行いました。が、早めの手続きをお願いします。

## 2. 22年産の標準的収入額等の告示について

収入減少影響緩和対策(収入減少補てん)の算定基礎となる単位面積当たりの標準的収入額等が**5月6日に告示**されました。

収入減少補てんの額や、補てんを受けるために拠出する積立額は、農林水産大臣が毎年告示するこの内容に基づいて計算されます。

なお、告示内容は、鹿児島農政事務所又は各地域課の受付・相談窓口において縦覧しています。

また、以下の農林水産省のホームページでもご覧になれます。

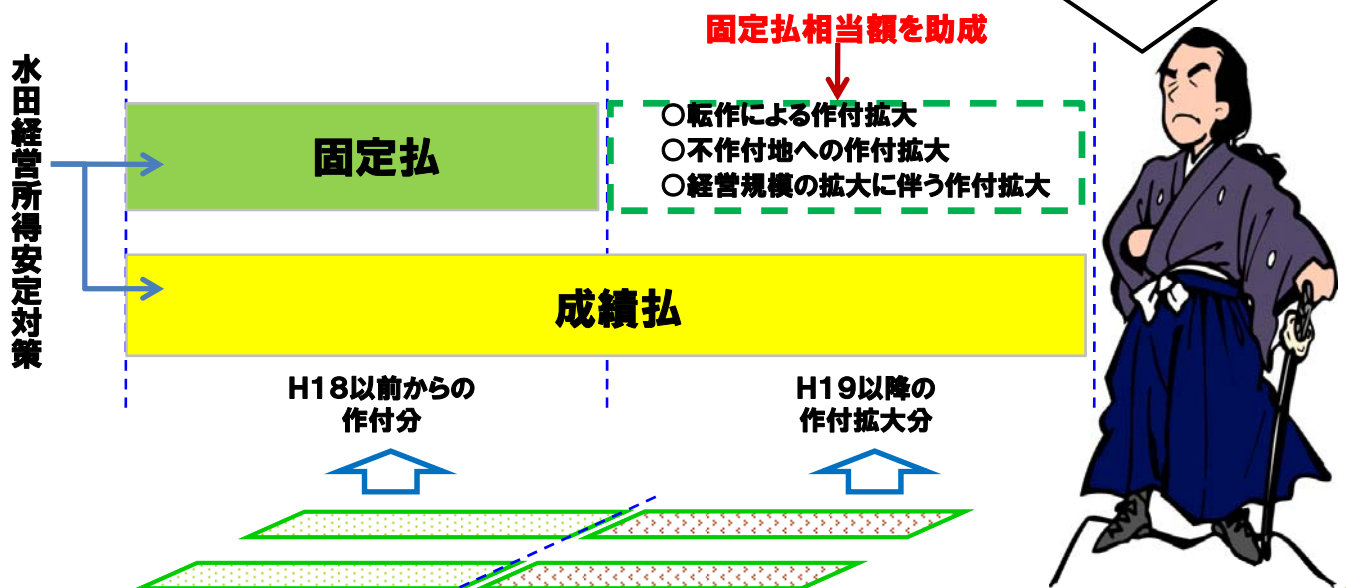
([http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n\\_antei/law/index.html](http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_antei/law/index.html))

## 3. 22年産麦・大豆の作付(予定)がある方で、19年産以降に麦・大豆を作付拡大している方へのお知らせ

水田経営所得安定対策の固定払(過去の生産実績に基づく支払)の助成対象とならない19年産以降の麦・大豆の作付拡大面積に応じて、固定払相当額を助成します。

### 【作付拡大条件不利補正対策事業】

詳しくは、最寄りの市町村水田農業推進協議会へお問い合わせ下さい。



### お問い合わせ先

農政推進課	《管轄》 鹿児島市、三島村、十島村、霧島市、始良市、湧水町、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町 住所：鹿児島市小川町3番64号 電話 099 (222) 0121(代)
地域第一課	《管轄》 阿久根市、出水市、伊佐市、薩摩川内市、さつま町、長島町 住所：薩摩川内市勝目町4137-5 電話 0996 (22) 4156(代)
地域第二課	《管轄》 鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町 住所：鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎 電話 0994 (43) 4136(代)
地域第三課	《管轄》 枕崎市、指宿市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市 住所：南さつま市加世田武田17835-8 電話 0993 (52) 2345(代)